

県北広域振興局長告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月24日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100338	社会福祉法人九戸福祉会	ホームヘルパーステーションおりつめ	九戸郡九戸村大字伊保内第9地割73番地	令和8年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200245	株式会社結愛サービス公社	株式会社結愛サービス公社	二戸郡一戸町一戸字砂森93番地2	令和8年3月31日